



年度初めの被扶養者手続を忘れずに

ご家族の扶養状況をご確認ください

年度の変わり目であるこの時期は、就職・退職、転居などによるご家族の扶養状況の変化や、組合員の給与改定や任用形態の変更に伴う配偶者との収入逆転が生じることが多くあります。これらの場合は、被扶養者の認定や認定取消といった手続が必要となりますので、速やかに手続を行ってください。**手続が遅れると、医療費等の返還が生じたり、認定事由発生日からの認定ができなくなる恐れがあります。**

新年度を迎えるに当たり、改めてご家族の扶養状況の確認をお願いいたします。

配偶者に係る扶養手当の廃止について

給与に関する条例等が改正され、配偶者に係る扶養手当が廃止されます（管理職員の配偶者は令和7年4月1日、一般職員の配偶者は令和8年4月1日から廃止）。

これを機に、配偶者が被扶養者の要件を満たしているかを確認の上、満たしていない場合は認定取消となりますので、所属所の事務担当者へ手続方法をご相談ください。

問合せ先

給付貸付課資格担当



03-5320-6826